
目次

告示

○一般の退職手当等の全部を支給しないこととした処分について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第44号

北海道教育委員会は、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年12月28日条例第149号）第12条第1項の規定により、次の者に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行った。

令和4年9月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 処分をした年月日 | 令和4年8月10日 |
| 2 退職をした者の氏名 | 赤沼竜二 |
| 3 退職時の所属 | 北海道美唄尚栄高等学校 |

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道教育委員会）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

